

令和3年8月23日
文 部 科 学 省

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案に関する

パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和3年7月16日から令和3年8月15日までの期間、電子メール及び郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計47件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○ 学校の支援スタッフを充実させる方向は好ましい。	<p>ご意見ありがとうございました。</p> <p>様々な職務を担う支援スタッフの方々は、複雑化・多様化した課題に対応しながら教育活動の充実を図っている学校現場において、円滑な学校運営に大きな役割を果たしています。</p> <p>教師の業務を適正化し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を整備する上でも重要な存在であり、文部科学省としては、その配置を充実させて参りたいと考えております。</p>
○ 第65条の2関係の「医療的ケア看護職員」について、「医療的ケア看護職員」が「看護師」と理解されるなど、従事できる者や職務内容について、保護者や教職員に誤解が生じる可能性があるのではないか。既存の職との整理や職務内容等について、通知等で周知していただきたい。	<p>「医療的ケア看護職員」の職務内容や留意事項等については、保護者や教職員の方に誤解が生じないように、今後発出する予定の施行通知に記載させていただきます。</p>
○ 学校において医療的ケアを担うのは看護師等だけではなく、介護福祉士や特定認定行為業務従事者も期待されるので、それらに対する者についても、職名等を規定すべきではないか。	<p>学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るためには、まずは医療的ケアのための看護師等を学校に配置することが重要であると考えており、今回の改正においては、医療的ケア看護職員の職名等を規定するものです。</p> <p>なお、自治体の状況や医療的ケア児の状況等を踏まえ、喀痰吸引等を実施することができる介護福祉士や特定認定行為業務従事者を配置することを妨げるものではありません。</p>
○ 医療的ケア看護職員の職務内容について、「療養上の世話又は診療の補助に従事する」とあるが、学校は教育の場であり、診療の場ではないので、適切ではないのではないか。	<p>「療養上の世話又は診療の補助」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）において規定される看護師の業を指しており、具体的な職務内容等については、医療的ケア児のアセスメント、医師の指示</p>

	<p>の下行う医療的ケア等を想定しております。この他の詳細については、今後発出する予定の施行通知に記載させていただきます。</p>
<p>○ 医療的ケアに「人工呼吸器による呼吸管理」を含めるべきではないのではないか。</p>	<p>医療的ケアの定義は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）から引用したものであり、今回の省令改正で新たに定義したものではありません。</p>
<p>○ 情報通信技術支援員の規定にあたっては、個人の能力格差が大きいため、質を担保する文言を追加すべきではないか。</p>	<p>情報技術支援員の採用方法や求めている能力等については、自治体により異なるため、柔軟に判断していただけるように、基準等については、本省令では、記載していません。</p> <p>なお、文部科学省では「ICT支援員の育成・確保のための調査研究」において、情報通信技術支援員（ICT支援員）の業務ごとに必要なスキル等を調べていますのでご参考にしてください。</p>
<p>○ 情報通信技術支援員について、教育活動その他の学校運営だけでなく、保健室経営などの養護教諭の実践に活かせるようにしていただきたい。</p>	<p>情報通信技術支援員は、養護教諭が行う教育活動や保健室も含んだ学校経営におけるICTの活用支援に従事することが可能だと考えています。</p>
<p>○ 特別支援教育支援員の職務内容について、「食事、排せつ、教室移動など学校における日常生活の解除や学習の支援」と例示されており、知的障害や肢体不自由の障害等の児童のための支援と読み取れるが、聴覚障害児のための手話通訳や要約筆記などの支援は念頭にないのか。</p>	<p>「食事、排せつ、教室移動」については例示であり、教育上特別の支援を必要とする児童等の学習上又は生活上必要な支援はすべて特別支援教育支援員の職務内容において想定されます。</p>
<p>○ 教員業務支援員について、教員の業務負担を減らすために大変効果的であるとする。その職務内容については、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応以外にも、ICTを活用した校務効率化にも役割を果たすべきではないか。</p>	<p>教員業務支援員の職務内容については、例えば、各種データの入力や集計など、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、柔軟に従事することが可能です。</p>
<p>○ 教員業務支援員が従事する支援の対象である教員の業務について、養護教諭</p>	<p>教員業務支援員が従事する支援の対象である教員の業務には、養護教諭の業務も含</p>

<p>の業務を含めるべきではないか。</p>	<p>まれるものです。</p>
<p>○ 今回の改正は、教員がその専門性を発揮し教育の質を高めるためにも重要。第39条の幼稚園「幼稚園に準用」との記載があるが、今回の改正で幼保連携型認定こども園が含まれるのか。また、含まれる場合は「幼稚園等」と表記するべきではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。御指摘のように、教員がその専門性を発揮し教育の質を高めるためにも、学校において専門職等と連携することは重要だと認識しています。</p> <p>なお、幼保連携型認定こども園に関する事項は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の共管省令である「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」において規定されるものであり、今回の学校教育法施行規則の改正を踏まえ、関係府省で検討することとしています。</p>
<p>○ その他国政全般への御意見</p>	<p>今回の改正と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>